

仕 様 書 1

| | |
|---|--|
| 1 車 種 | 小型自動車、4ドア以上、7～8人乗 |
| 2 規 格 | (1) 総排気量 1,797CC以上 (2) 駆動方式 四輪駆動 (3) ミッション形式 オートマチックまたはCVT (4) 塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系 (5) 環境対応 ハイブリット車(ガソリン)又はクリーンディーゼル 【適合品】トヨタノア 6AA-ZWR95W 及び三菱デリカ D:5 3DA-CV1W ※規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。 ※適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、封印した入札書とともに同等・規格確認書(原本)を提出すること。 |
| 3 借 受 台 数 | 1台 |
| 4 年 式 指 定 | 令和7年以降(新規登録) |
| 5 付 属 品 | ① エアコン ② スタッドレスタイヤ4本(ホイール付) ③ スペヤタイヤまたはパンク修理キット ④ スノーブラシ ⑤ スノーブレード ⑥ スノーヘルパー ⑦ フロアマット(全席) ⑧ スノーマット(運転席を除く全席分) ⑨ カーナビゲーションシステム(一体型・2DIN・TV視聴不可) ⑩ リヤカメラ ⑪ラジオ(AM・FM) ⑫ サイドバイザー ⑬ 標準工具一式 ⑭ エアバッグ |
| 6 リース料に 含む項目 | ① 登録納車諸費用 ② 自動車取得税 ③ 自動車重量税 ④ 自動車賠償責任保険 ⑤ 自動車税 ⑥ 任意保険 ⑦ 車検・車検付帯整備 ⑧ 法定定期点検整備 ⑨ 定期点検(6ヵ月点検) ⑩ 事故処理 ⑪ 事故修理(車両保険付保持) ⑫ 一般整備・一般修理・一般消耗部品交換 ⑬ オイル・油脂類交換(補充を含む) ⑭ 夏・冬タイヤ必要数(交換及び保管) ⑮ 夏・冬ワイパーブレード必要数(交換及び保管) ⑯ バッテリー交換 ⑰ 定期点検、法定点検、車検及び修理(事故時含む)時の代替車 |
| 7 借 受 期 間 | 令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 1 2 年 8 月 3 1 日 (60ヵ月) |
| 8 年間予定走行距離 | 年間約10,000～13,000kmを見込むが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。 |
| 9 引 渡 場 所 | 札幌市西区土木センター (札幌市西区西野290番地10) |
| 10 保 管 場 所 | 札幌市西区土木センター (札幌市西区西野290番地10) |
| 11 保 険 加 入 | (1) 当該車両の自動車賠償責任保険は受注者の負担とする。 (2) 任意保険は、受注者の負担とし下記による。 ① 年齢制限 無制限 ② 対人保険 無制限 ③ 対物保険 無制限(免責額なし) ④ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき死亡時3,000万円 ⑤ 車両保険 時価(免責額なし) ⑥ 任意保険証書の写しを車検証に添付する。 |
| 12 メンテナンス等 | (1) 定期点検は、確実に実施すること。 (2) 定期点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。ただし、事故の場合を除く。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。 (4) 夏・冬タイヤの組み替えは、札幌市の指示に従い行うこと。なお、タイヤの使用期間は、新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合には、すみやかに交換を行うこと。 (5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とする。 (6) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方容器内100%とする。 |
| 13 その他 | (1) 仕様書等に記載のない事項は、札幌市と受注者が協議のうえ、決定する。 (2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ受注者の負担により、同等車種の代替車を用意すること。 (3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引き取ること。 (4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、札幌市と受注者は協議できることとする。 (5) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料の変更は行わない。 |
| 契約担当課:札幌市西区土木部維持管理課 (札幌市西区西野290番地10) | |

仕様書 2

| | |
|---|--|
| 1 車種 | 小型自動車、4ドア以上、5人乗 |
| 2 規格 | <p>(1) 総排気量 1,497CC以上</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチックまたはCVT</p> <p>(4) 塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系(2台同一色でなくても可)</p> <p>(5) 環境対応 ハイブリット車又はクリーンディーゼル</p> <p>(6) 車体寸法 全長 4,575mm 以上 全幅 1,830mm 以上 全高 1,690mm 以上</p> <p>【適合品】 日産 エクストレイル 6AA-SNT33 又はマツダ CX-5 3DA-KF2P</p> <p>※規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。</p> <p>※適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、封印した入札書とともに同等・規格確認書(原本)を提出すること。</p> |
| 3 借受台数 | 2台 |
| 4 年式指定 | 令和7年以降(新規登録) |
| 5 付属品 | <p>① エアコン ② スタッドレスタイヤ4本(ホイール付) ③ スペヤタイヤまたはパンク修理キット</p> <p>④ スノーブラシ ⑤ スノーブレード ⑥ スノーヘルパー ⑦ フロアマット(全席)</p> <p>⑧ スノーマット(運転席を除く全席分) ⑨ カーナビゲーションシステム(一体型・2DIN・TV視聴不可)</p> <p>⑩ リヤカメラ ⑪ラジオ(AM・FM) ⑫ サイドバイザー ⑬ 標準工具一式</p> <p>⑭ エアバック</p> |
| 6 リース料に含む項目 | <p>① 登録納車諸費用 ② 自動車取得税 ③ 自動車重量税 ④ 自動車賠償責任保険</p> <p>⑤ 自動車税 ⑥ 任意保険 ⑦ 車検・車検付帯整備 ⑧ 法定定期点検整備</p> <p>⑨ 定期点検(6ヵ月点検) ⑩ 事故処理 ⑪ 事故修理(車両保険付保持)</p> <p>⑫ 一般整備・一般修理・一般消耗部品交換 ⑬ オイル・油脂類交換(補充を含む)</p> <p>⑭ 夏・冬タイヤ必要数(交換及び保管) ⑮ 夏・冬ワイパーブレード必要数(交換及び保管) ⑯ バッテリー交換</p> <p>⑰ 定期点検、法定点検、車検及び修理(事故時含む)時の代替車</p> |
| 7 借受期間 | 令和 7 年 9 月 1 日 ~ 令和 1 2 年 8 月 3 1 日 (60ヵ月) |
| 8 年間予定走行距離 | 一台あたり年間約6,000~9,000kmを見込むが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。 |
| 9 引渡場所 | 札幌市西区土木センター (札幌市西区西野290番地10) |
| 10 保管場所 | 札幌市西区土木センター (札幌市西区西野290番地10) |
| 11 保険加入 | <p>(1) 当該車両の自動車賠償責任保険は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は、受注者の負担とし下記による。</p> <p>① 年齢制限 無制限</p> <p>② 対人保険 無制限</p> <p>③ 対物保険 無制限(免責額なし)</p> <p>④ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき死亡時3,000万円</p> <p>⑤ 車両保険 時価(免責額なし)</p> <p>⑥ 任意保険証書の写しを車検証に添付する。</p> |
| 12 メンテナンス等 | <p>(1) 定期点検は、確実に実施すること。</p> <p>(2) 定期点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。ただし、事故の場合を除く。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏・冬タイヤの組み替えは、札幌市の指示に従い行うこと。なお、タイヤの使用期間は、新品から3年間で最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合には、すみやかに交換を行うこと。</p> <p>(5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とする。</p> <p>(6) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方容器内100%とする。</p> |
| 13 その他 | <p>(1) 仕様書等に記載のない事項は、札幌市と受注者が協議のうえ、決定する。</p> <p>(2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ受注者の負担により、同等車種の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引き取ること。</p> <p>(4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、札幌市と受注者は協議できることとする。</p> <p>(5) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料の変更は行わない。</p> |
| <p>契約担当課:札幌市西区土木部維持管理課 (札幌市西区西野290番地10)</p> | |